

主な障がい福祉制度等一覧表（令和7年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障がい																知的障がい	精神障がい	担当窓口
区分	名称	概要			視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	心臓、腎臓、呼吸器等				療育手帳	精神障害者保健福祉手帳									
									1級	2級	3級	4級			1級	2級	3級	4級	A	B	未所持	1級	
障害者手帳	身体障害者手帳	体が不自由な方が、一定の障がいの状態であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。			視覚、聴覚、平衡機能、音声・言語機能、そしゃく機能、肢体、心臓機能、腎臓機能、呼吸器機能、ぼうこう又は直腸機能、小腸機能、免疫機能、肝臓機能に永続する障がいがあり、その障がいの程度が身体障害者障害程度等級表1級から6級に該当するものと県知事が認定した方へ交付されます。																福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767		
	療育手帳	知的障がいのある方が、一定の障がいの状態であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。			児童相談所又は知的障害者更正相談所の判定において、知能指数及び重複障がい等が一定の基準に該当する方へ交付されます。																		
	精神障害者保健福祉手帳	精神疾患のある方が、一定の障がいの状況であることを証明するものです。手帳所持により、各種福祉サービスを受けることができます。			統合失調症、そううつ病、てんかん等の精神疾患があり、精神障がいのため長期に渡り日常生活又は社会生活へ制約がある方へ交付されます。																		
相談	障がい者相談支援	障がいのある方やその家族の様々な相談に応じ、障がい福祉サービスや専門機関の紹介等を行います。																				障がい者基幹相談支援センター *電話 792-9760	
権利擁護	障がい者虐待防止センター	障害者虐待防止法に基づき、障がい者虐待に関する通報又は届出の受理、障がい者保護のための相談・指導及び助言を行うとともに、関係機関と連携して、虐待の未然防止と障がい者の養護者等に対する支援等を行います。																				障がい者虐待防止センター（福祉支援課内） *電話 792-9767	
	成年後見制度利用支援事業	成年後見制度の申立て費用（登記手数料、鑑定費用等）及び後見人等の報酬の全部又は一部を助成します。			重度の知的障がいのある方又は精神障がいのある方で、経済的に助成を受けなければ成年後見制度の利用が困難であると認められる方。																		
手当・年金	特別障害者手当	支給額：29,590円/月額（R7.4.1時点） 年4回、合算支給（支給月：5月、8月、11月、2月）	20歳以上	有	精神又は身体に著しい重度の障がいがあるため、日常生活において常時特別の介護を必要とする在宅の方。																福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767		
	障害児福祉手当	支給額：16,100円/月額（R7.4.1時点） 年4回、合算支給（支給月：5月、8月、11月、2月）	20歳未満	有	重度の障がいの状態にあるため、日常生活において常時の介護を必要とする在宅の方。																		
	特別児童扶養手当	支給額：1級 56,800円/月額（R7.4.1時点） 2級 37,830円/月額（R7.4.1時点） 年3回、合算支給（支給月：4月、8月、11月）	20歳未満	有	障がいのある児童を、家庭で監護・養育している父母等。																		
	在宅重度重複障害者介護見舞金	支給額：1級 20,000円/月額 年3回、合算支給（支給月：7月、11月、3月）		有	施設に入所することが困難な在宅の重度重複障がい者（療育手帳A、該当する身体障害者手帳1級）を常時介護している父母等。																	新潟県魚沼地域振興局 健康福祉部 企画調整課 *電話 792-1146	
	障害（基礎）年金	原則、国民年金に加入している間に初診日のある（又は年金に加入していない60歳から64歳までの間に）病氣、けが、精神障がいにより一定の障がい状態となった方等へ支給されます。	20歳以上	有	国民年金制度で定められた障がいの状態の方へ支給されます。																	市民課 国民健康保険係 *電話 793-7971	
医療	心身障害者扶養共済	心身障がいのある方を扶養する加入者が死亡等の場合に、障がいのある方に対し一生涯、毎月一定額の年金が支払われる制度です。なお、掛金の2分の1は市が助成します。	保護者が65歳未満																			福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767	
	児童扶養手当	支給額：児童1人の場合45,500円以下/月額、児童2人目加算額10,750円以下/月額、同3人目以降1人につき6,450円以下/月額（R6.4.1改定） 受給者及び同居の扶養親族の所得に応じて、手当額の全部又は一部が支給停止となります。 5月、7月、9月、11月、1月、3月の10日に、前月分までを支給します。	対象児童が18歳以下（到達した年度の3月末日まで）	有	ひとり親家庭等の父又は母や、父母に代わって児童を養育している方が対象。対象児童が父及び母と同居しているも、父又は母に政令で定める障がいがあり、児童を監護又は養育する者は、手当を受けられる場合があります。また、児童に政令で定める障がいがある場合は、20歳の誕生日前日まで期間を延長できる場合もあります。																教育委員会事務局 子ども課 児童福祉係 *電話 792-9201		
	重度心身障害者医療費助成（県障）	<自己負担限度額> ・外来1回 530円（同一医療機関で月5回目からは自己負担なし） ・入院1日 1,200円（標準負担額減額認定証の交付を受けている方は、入院時の食事代も助成します。） 20歳未満の方については上記の自己負担は発生しません（全額助成）。 ※保険適用外分は自己負担となります。		有																			
医療	（自立支援医療）育成医療の給付	障がいを除去・軽減する手術等の治療によって、確実に治療効果が期待できるものに対し、医療費の一部を公費で負担します。 医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。	18歳未満	有	身体に障がいがあるか又はその障がいを残すと認められる児童。																	福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767	
	（自立支援医療）更生医療の給付	日常生活を容易にし、職業能力を増進するため、その障がいを取り除いたり軽くするための治療で、確実な治療効果が期待できるものに対し、医療費の一部を公費で負担します（例：人工透析療法等）。医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。	18歳以上	有																			
医療	（自立支援医療）精神通院医療の給付	精神疾患の治療のために医療機関を外来通院されている方を対象に、医療費の一部を公費で負担します。 医療費の自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。																				△ △ △ △	

※〇は該当、△は一部該当です。〇又は△の場合でも、年齢、所得、障がい程度等により該当しない場合があります。上記障がい区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

主な障がい福祉制度等一覧表（令和7年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障がい															知的障がい		精神障がい			担当窓口
区分	名称	概要			視覚	聴覚・平衡機能	音声・言語・そしゃく機能	肢体不自由	心臓、腎臓、呼吸器等			療育手帳		精神障害者保健福祉手帳			A	B	未所持	1級	2級	3級	未所持		
									1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級								3級	
医療	精神障害者医療費助成	精神疾患の治療のために、入院や外来通院した際にかかる医療費の一部を助成します。助成額は、医療機関等に支払った医療費の一部負担金の2分の1です。																					福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767		
	特定疾患医療費の支給	原因不明で治療方針が確立していない指定疾患について、国の認定基準を満たしていると認められた場合に、その治療費の一部又は全額を支給します。		△	△																		新潟県魚沼保健所 *電話 792-8614		
	ひとり親家庭等医療費助成	<自己負担助成額> ※保険適用外分は自己負担となります。また、世帯員の所得額によっては、助成を受けられません。 ・外来1回 530円（同じ病院、同じ診療科に1ヶ月以内で5回通院した場合は、5回目から外来診療無料。） ・入院1日 1,200円。 児童については自己負担金の支払いはありません。	対象児童が18歳以下（到達した年度の3月末日まで）	有																			教育委員会事務局 子ども課 児童福祉係 *電話 792-9201		
日常補生活用具	補装具の給付	身体障がい（難病患者等含む）の程度や内容に応じ、補聴器・義肢・車いす等の購入費又は修理費を給付します。 自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。		有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767		
	日常生活用具の給付	重度の身体障がい、知的障がいのある方（難病患者等含む）を対象に、特殊マット・頭部保護帽・ストマ装具等の購入費を給付します。 自己負担額は原則1割ですが、所得等により自己負担上限月額が設定されます。		有	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△			
	軽・中等度難聴者（児）補聴器購入費助成事業	補聴器の新規購入費用又は耐用年数を経過した補聴器を更新する経費の一部を助成します。 自己負担額は原則1割です。		有																			福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767 介護福祉課 高齢福祉係 *電話 792-9755		
障がい福祉サービス	訪問系サービス	居宅での介護（入浴、排泄、食事等）、外出時の支援・危機回避支援。																							
	日中活動系サービス・短期入所	生活介護（デイサービス）、自立に向けた身体機能・生活能力の向上訓練、一般就労へ向けた訓練、一般就労困難者への就労機会提供、医療機関での療養介護、短期入所等。																							
	居住系サービス	施設入所、グループホーム等。																							
障がい児	地域生活支援事業	手話奉仕員等の派遣、外出時の移動支援、創作的活動等の機会の提供、訪問入浴、日中における一時見守り等。																							
	通所支援	基本的動作の指導・集団生活適応訓練、生活能力向上訓練、社会との交流促進等。																							
住宅改修	入所支援	入所又は入院により、治療、日常生活の指導、自立のために必要な支援等。	原則18歳未満																				新潟県南魚沼児童相談所 *電話 025-770-2400		
	住宅整備事業補助金	居室、トイレ、浴室の改造、昇降機の設置等、障がいのある方の利便性向上を目的とした住宅改修費補助。 ■補助基準額 30万円又は50万円 ■補助率 3/4又は1/2 ※課税状況により異なる。	有	○	○																				
交通費助成	重度障害者等住宅改修費給付	手すり、スロープの設置、段差解消等、障がいのある方の利便性向上を目的とした住宅改修費補助。 ■補助基準額 20万円 ■補助率 全額又は9/10 ※課税状況により異なる。																					福祉支援課 障がい福祉係 *電話 792-9767		
	障がい者福祉タクシー利用料金助成	障がい者福祉タクシー利用券を最大240枚（1枚100円相当。地域差有）交付します。魚沼市・南魚沼市・小千谷市等のタクシー会社及び魚沼市福祉有償運送事業者、市内乗合タクシー（のーと魚沼）で利用可能。			○	○	○																		
	人工透析者通院交通費助成	人工透析療法のため通院している方に対し、通院交通費の2分の1相当額を助成します。																							
	障害者施設通所交通費助成	障害者就労継続支援施設等に通所している方に対し、通所交通費の2分の1相当額を助成します。			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△		

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障がい程度等により該当しない場合があります。上記障がい区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

主な障がい福祉制度等一覧表（令和7年4月現在）			年齢制限等	所得要件等	身体障がい																知的障がい		精神障がい			担当窓口															
区分	名称	概要			視覚						聴覚・平衡機能				音声・言語・そしゃく機能		肢体不自由						心臓、腎臓、呼吸器等				療育手帳		精神障害者保健福祉手帳												
					1級	2級	3級	4級	5級	6級	2級	3級	4級	5級	6級	3級	4級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	1級	2級		3級	4級	A	B	未所持	1級	2級	3級	未所持						
自動車関係	自動車運転免許取得費助成	運転免許取得費の一部を助成します。 ■限度額 10万円 ■補助率 2/3以内		有	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○											
	自動車改造費等助成	自動車改造費、改造自動車購入費の一部を助成します。 ■限度額 10万円（本人運転）又は60万円（介護者運転） ■補助率 所得税課税状況等による		有	△	△					△																														
	新潟県おもいやり駐車場制度	公共駐車場の適正利用を促進するため、歩行が困難又は歩行に介助が必要な方へ利用証を交付します。 			○	○	○	○			△	△	△	△																											
	駐車禁止除外指定車標章	公安委員会が、道路標識等により駐車を禁止した場所及び時間制限駐車区間に駐車が可能となります。 			○	○	○	○			△	○													○																
	身体障がい者標識（身体障がい者マーク）	肢体不自由であることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、努力義務となっています。交通安全協会で購入できます。（350円） 																																							
	聴覚障がい者標識（聴覚障がい者マーク）	聴覚障がいであることを理由に免許に条件を付されている方が運転する車に表示するマークで、マークの表示については、義務となっています。 									△	△	△	△	△																										
	障がい者のための国際シンボルマーク（車いすマーク）	すべての障がいのある方を対象とした世界共通のシンボルマークで、特に車椅子を利用する障がいのある方に限定したものではありません。車いすマークのステッカーは、ホームセンター、インターネット等でも販売されています。他のドライバーなどに対する配慮を促すための、あくまでシンボリックなものです（法的効力無）。 			○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○															
福祉有償運送	道路運送法に基づき、NPO法人等が自家用自動車（白ナンバー）により行う有償運送（移送サービス）。 ■市内実施団体：NPO法人合歓の会、(福)魚沼更生福祉会がけはし				障害者手帳（身体、知的、精神）をお持ちの方、難病患者、要介護認定を受けている方等で、他人の介助によらず移動すること、単独でタクシーその他の公共交通機関を利用することが困難であると認められる方。なお、運営協議会で審査のうえ、事前に実施団体への会員登録が必要になります。																																				
税金	市民税、県民税	障がいのある方が納税義務者本人、又は納税義務者の控除対象配偶者及び扶養親族である場合、課税対象となる所得金額から控除が受けられます。																																							
	所得税																																								
	相続税	相続人が85歳未満の障がいのある方は、相続税から一定の金額が差し引かれます。			△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△	△											
	贈与税	特定障害者扶養信託契約に基づき信託受益権の贈与を受けた場合に、申告により贈与税の非課税枠があります。																																							
	事業税	重度の視覚障がいのある方が、あん摩、マッサージ、指圧、はり、きゅう、柔道整復等の医業に類する事業を営む場合、個人事業税が非課税となります。			○	○	△																																		
	自動車税・自動車取得税	歩行が困難な障がいのある方のために使用される自動車については、一定の条件下、減免されます。			○	○	○	△			△	○					△								○																
軽自動車税	※車検証の車種、所有者要件等があります。			○	○	○	△			△	○					△								○																	

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障がい程度等により該当しない場合があります。上記障がい区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。  
魚沼市 市民福祉部 福祉支援課 障がい福祉係 電話 025-792-9767

主な障がい福祉制度等一覧表（令和7年4月現在）

Table with columns: 区分, 名称, 概要, 年齢制限等, 所得要件等, 身体障がい (視覚, 聴覚・平衡機能, 音声・言語・そしゃく機能, 肢体不自由, 心臓・腎臓・呼吸器等), 知的障がい, 精神障がい, 精神障害者保健福祉手帳, 担当窓口. Includes categories like 公共料金の割引 and その他.

魚沼市 市民福祉部 福祉支援課 障がい福祉係 電話 025-792-9767

※○は該当、△は一部該当です。○又は△の場合でも、年齢、所得、障がい程度等により該当しない場合があります。上記障がい区分に該当しない場合等、詳しくは担当窓口へお問い合わせください。

